

無線局の監督及び指導方針を次のように定める。

平成23年6月28日

総合通信基盤局長 桜井 俊

無線局の監督及び指導方針

1 監督及び指導方針の基本的考え方

登録検査等事業者制度の導入に伴い、今後、免許人自らによる無線局の管理運用体制（以下「自主管理体制」という。）の充実が一層重要となってくると考えられる。

このため、特に次の事項を基本として無線局の適正な運用管理を促進させていくこととする。

- (1) 自主管理体制の円滑な促進
- (2) 臨時検査の効果的な活用
- (3) 電波監視の充実・強化
- (4) 電波法令遵守のための周知・啓発活動等の推進

2 具体的な実施方法

(1) 自主管理体制の円滑な促進

ア 円滑な自主管理体制の構築を促進するため、別紙1の「無線局の管理運用基本指針」に基づく無線局の形態等に応じた電波法令の遵守事項について、免許人等に対し、免許可又は検査等の機会をとらえて適切に指導又は助言を行うものとする。

イ また、人命又は財産の保護を主たる目的として開設された無線局等特に重要な無線局については、別紙2の「無線局指導要綱」（以下「指導要綱」という。）に基づき、関係する無線局の免許人に対し、免許可、検査又はヒアリング等の機会をとらえて適切な指導を行い、必要に応じて改善を求めるものとする。

なお、指導要綱は、有限希少な国民共有の財産である電波の利用を促進し、その一層の有効利用を図る等の観点から、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第72号の規定に基づいて免許人等に明示し、その履行を促すことを目的としたものである。

(2) 臨時検査の効果的な活用

今後、以下のア及びイに掲げる事項を十分踏まえて、臨時検査の効果的な活用を図るものとする。

ア 無線局検査事務規程（平成13年総基総第10号通達）第3条(4)に規定する臨時検査のア(コ)中「法令の施行を確保するため、必要があると認められるとき」とは、例えば次のような場合を想定していること

- (ア) 申告等により無線局が法令に適合していない疑いがある場合であって、実地に確認する必要があると認められる場合
- (イ) 空中線系の形状等から、無線局が法令に適合していない疑いがある場合であって、実地に確認する必要があると認められる場合
- (ウ) 正当な理由なく無線局の正常な運用が行われず、社会・経済活動又は国民生活に大きな影響を与えたと認められる場合であって、実地に確認する必要があると認められる場合
- (エ) 前記(ウ)により臨時検査を行った無線局と開設目的を同じくする無線局において、同様の事例が発生するおそれがあると認められる場合
- (オ) 電波監視の結果、電波監視業務実施要領（平成15年総基視第37号通達。以下「監視業務実施要領」という。）第3の3(3)イにより勧奨の措置を必要とする無線局であって、実地に確認する必要があると認められる場合
- (カ) 電波法（昭和25年法律第131号）第73条第1項ただし書の検査において、測定した電波が検査対象局以外の無線局から発射されたものである疑いがある場合であって、実地に確認する必要があると認められる場合

イ 臨時検査に当たっては、特に次の点に留意すること

- (ア) 免許人等に対し、臨時検査の理由を明らかにするとともに、検査の立会いを求めること
- (イ) 臨時検査の円滑な実施を図るため、必要と認められる場合には、あらかじめ文書又は電話により免許人に通知すること
- (ウ) 臨時検査の実施に当たって、電波法第73条第5項又は第6項のいずれかによるかの判断は、実施理由の重大性、緊急性、監督効果等を十分考慮して決定すること

(3) 電波監視の充実・強化

電波監視業務については、監視業務実施要領及び関連通達により実施するほか、次によりその充実・強化を図ることとする。特に、定期検査を行わない無線局、登録検査等事業者制度により定期検査が省略された無線局又は検査の一部が省略された無線局については、その適正な運用及び維持管理が図られるよう留意して電波監視を行うものとする。

ア 監査の効率的実施及び調査との連携

電波の監査に当たっては、遠隔方位測定設備、スペクトル自動記録装置等の監視用機器を有効に活用するなど、電波の調査業務との有機的連携を図ることにより、その効率的な実施を図ること

イ 監査と検査との連携

監査の結果、悪質・重大な違反であって、特に必要があると認められる無線局については、臨時検査で相当措置すること

(4) 電波法令遵守のための周知・啓発活動等の推進

自主管理体制の充実等の観点から、国、地方公共団体又は関係団体等との連携を密にし、電波法令遵守のための周知・啓発活動等を積極的に実施するものとする。

無線局の管理運用基本指針

次の事項について、総合通信局及び沖縄総合通信事務所において無線局の形態等に応じた管理運用指針を作成し、免許人等に対し電波法令に関する正しい理解と認識を求め、自主管理体制が円滑に促進されるよう努めること

1 無線局の運用管理について

- (1) 無線局の管理運用体制の整備に関すること（電波法第70条の7第3項（同法第70条の8第2項及び第70条の9第2項において準用する場合を含む）の規定による免許人等が行う非常時運用人等に対する監督に係る内容を含む）
- (2) 無線設備の維持管理に関すること
- (3) 無線従事者（無線従事者の必要な無線局に限る。）に関すること
 - ア 主任無線従事者（主任無線従事者が選任されている無線局に限る。）及び無線従事者の配置に関する事項
 - イ 選解任届の届出に関する事項
- (4) 備付け書類等に関すること
 - ア 時計、業務書類等の備付け及び保存等に関する事項
 - イ 免許状の掲示方法に関する事項
 - ウ 免許証票の添付に関する事項
- (5) 電波法令に定められている通信方法に関すること

2 電波法違反等について

- (1) 免許の有効期限等無線局運用維持等に関すること
- (2) 電波法違反に関すること

3 その他の周知する事項について

無線局指導要綱

人命又は財産の保護を主たる目的として開設された無線局等特に重要な無線局については、今後、本指導要綱に基づいた無線局の適正な管理運用を求め、特に非常災害時において十分にその機能が発揮されるよう、免許人等に対し適切に指導を行うこと

なお、本指導要綱の実施に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨を十分踏まえてその運用に当たるとともに、特に必要と認められる場合は、文書による指導を行い、改善を求めること

1 指導を要する無線局

本指導要綱に基づき指導を行うこととする無線局は、以下の(1)から(6)に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に基づく指定行政機関が開設する無線局であって、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年規則第12号。以下「根本基準」という。）第4条の規定に該当するもののうち、非常災害対策上重要と認められる次に掲げるもの
 - ア 警察用
 - イ 海上保安用
 - ウ 航空保安用
 - エ 防衛用
 - オ 治安維持対策用
 - カ 気象用
 - キ 国家行政用
 - ク 防災対策用
 - ケ 水防用
 - コ 水防道路用
 - サ 防災行政用
 - シ 消防用
 - ス 放流警報用
 - セ 霧警報用
 - ソ 道路管理用
 - タ 無線標定業務用（港務を目的とするものに限る。）
- (2) 災対法第2条第5号に基づく指定公共機関が開設する無線局であって、根本基準

第3条及び第4条の規定に該当するもののうち、非常災害対策上重要と認められる次に掲げるもの

- ア 電気通信業務用
- イ 道路交通情報通信用
- ウ 道路管理用
- エ 電気事業用
- オ ガス事業用
- カ 水資源開発用
- キ 熱供給事業用
- ク 海事用
- ケ 鉄道軌道事業用
- コ 赤十字用

- (3) 都道府県又は市町村が開設する無線局（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定により設けられた消防組合若しくは消防事務組合又は同法第252条の2の規定により設けられた協議会が開設するものを含む）であって、非常災害対策上重要と認められる無線局のうち次に掲げるもの

- ア 水防用
- イ 防災行政用
- ウ 消防用
- エ 放流警報用
- オ 地方行政用
- カ 道路管理用
- キ 上下水道事業用

- (4) 船舶又は航空機の航行若しくは運行の安全を確保するために必要な無線局であって次に掲げるもの（前記(1)から(3)に該当するものを除く。）

- ア 飛行援助用
- イ 港湾業務用
- ウ 救難用
- エ 漁業用（海岸局に限る。）
- オ 漁業指導監督用（海岸局に限る。）

- (5) 放送業務を行うために開設された無線局

- (6) その他公共の安全・秩序の維持又は産業、経済活動及び国民生活の基盤を確保するため必要とされる無線局であって国若しくは特別の法律をもって設立された法人等が開設するもの（別に通知するものに限る。）

2 無線局指導基準

前記 1 の指導を要する無線局に対する各指導基準は以下のとおりとする。

(1) 前記 1 の (5) 以外の無線局

ア 前記 1 の (1) 及び (2) に該当する無線局

(7) 無線局管理体制

- A 無線局管理責任者を配置するとともに、非常災害時において迅速に対応できるよう指揮命令系統及び連絡体制を整備しておくこと
- B 無線局の運用形態、規模等に照らして無線従事者を適正に配置しておくこと
- C 無線設備の機能が十分維持されるよう保守点検を定期的実施すること

(4) 非常災害対策

- A 無線設備の設置状況及び設置場所が非常災害対策上適当と認められるよう措置しておくこと
- B 非常災害時において、商用電源の障害が起きた場合でも、無線局が運用可能となるよう予備電源の確保に努めること。
- C 特に重要と認められる通信回線を構成する無線局には、できる限り予備装置を備え付けること
- D 地域防災関係機関との連絡体制を密にし、非常通信協議会が実施する訓練や都道府県又は市町村が主催する地域防災訓練への参加に努めること

イ 前記 1 の (3) に該当する無線局であって都道府県が開設するもの

(7) 無線局管理体制

- A 無線局管理責任者を配置するとともに、非常災害時において迅速に対応できるよう指揮命令系統及び連絡体制を整備しておくこと
- B 無線局の運用形態、規模等に照らして無線従事者を適正に配置しておくこと
- C 市町村との連携が確立されるようにしておくこと
- D 無線設備の機能が十分維持されるよう保守点検を定期的実施すること

(4) 非常災害対策

- A 無線設備の設置状況及び設置場所が非常災害対策上適当と認められるよう措置しておくこと
- B 非常災害時において、商用電源の障害が起きた場合でも、無線局が運用可能となるよう予備電源の確保に努めること
- C 特に重要と認められる通信回線を構成する無線局には、できる限り予備装置を備え付けること
- D 非常通信協議会が実施する訓練等、非常災害時に備えた訓練を定期的実施すること
- E 災害発生時においても通信が円滑に行えるよう、定期的回線構成を見直すこと

し、改善が必要な場合は、地域防災計画に盛り込むなどして、非常災害時における通信回線の確保に努めること

ウ 前記 1 の (3) に該当する無線局であって市町村（地方自治法第 284 条の規定により設けられた消防組合若しくは消防事務組合又は同法第 252 条の 2 の規定により設けられた協議会を含む）が開設するもの

(ア) 無線局管理体制

- A 無線局管理責任者を配置するとともに、非常災害時において迅速に対応できるよう指揮命令系統及び連絡体制を整備しておくこと
- B 無線局の運用形態、規模等に照らして無線従事者を適正に配置しておくこと
- C 他の機関（農協等）と無線設備を共用して運用している場合は、防災業務の遂行に支障を及ぼさないよう運用協定等を締結しておくこと
- D 無線設備の機能が十分維持されるよう保守点検を定期的実施すること

(イ) 非常災害対策

- A 無線設備の設置状況及び設置場所が非常災害対策上適当と認められるよう措置しておくこと
- B 非常災害時において、商用電源の障害が起きた場合でも、無線局が運用可能となるよう予備電源の確保に努めること
- C 特に重要と認められる通信回線を構成する無線局には、できる限り予備装置を備え付けること
- D 地域住民に非常災害情報等を混乱又は誤解なく伝達することができるよう、災害の種類、規模に応じた各種の原稿を予め作成しておくこと
- E 非常通信協議会が実施する訓練等、非常災害時に備えた訓練を定期的実施すること

エ 前記 1 の (4) に該当する無線局（海岸局に限る。）

(ア) 無線局管理体制等

- A 無線局の管理運用体制を明確にすること
- B 漁業用海岸局にあつては、所属漁船の操業形態、運用時間等に照らし、管理運用上必要な無線従事者を適正に配置しておくこと
- C できる限り所属及び加入船舶の出入港連絡及び定時連絡を行い、船舶の動向を十分に把握しておくこと
- D 所属及び加入船舶が出漁又は出航している間は、常に通信が行える状態にしておくこと
- E 出漁区域又は出航区域により、D の通信状態を維持することが困難な場合は、出漁又は出航している船舶と通信が可能な他の海岸局との間で、無線通信の聴取等について協議を行い、非常事態の発生に備えておくこと

- F 所属漁船の安全操業に必要な航行警報、気象警報等の周知放送を実施し、及びこれに必要な情報の入手体制等を整備するよう努めること
- G 所属船舶等に緊急事態が生じた場合、迅速かつ適切な対応ができるように捜索救助機関との連絡体制を整えるなど、必要な体制を確保しておくこと
- H 無線設備の機能が十分維持されるよう保守点検を定期的実施すること
- I 他の免許人と設備共用している場合は、運用に関する取決めを行い非常災害時等に無線局の運用に支障のないようにしておくこと

(4) 非常災害対策

- A 無線設備の設置状況が非常災害対策上適当と認められるよう措置しておくこと
- B 非常災害時において、商用電源の障害が起きた場合でも、無線局が運用可能となるよう予備電源の確保に努めること
- C 特に重要と認められる通信回線を構成する無線局には、できる限り予備装置を備え付けること
- D 津波情報等の災害情報を迅速に伝達できるよう、地域防災機関等との連絡体制を密にしておくこと
- E 非常災害時に備えた訓練を定期的実施すること

オ 前記 1 の (4) に該当する無線局（海岸局を除く。）及び (6) に該当する無線局

(7) 無線局管理体制

- A 無線局管理責任者を配置するとともに、非常災害時において迅速に対応できるよう指揮命令系統及び連絡体制を整備しておくこと
- B 無線設備の機能が十分維持されるよう保守点検を定期的実施すること

(4) 非常時対策

非常通信協議会が実施する訓練等、非常災害時に備えた訓練を定期的実施すること

(2) 前記 1 の (5) に該当する無線局

ア 無線局管理体制

- (7) 管理責任体制を明確にし、適正な運用の確保に努めること
- (4) 送信所等においては、環境の整備に努めるとともに、施設の安全、事故の未然防止に留意すること
- (7) 無線従事者は、無線局の運用形態、規模等に照らし配置すること

イ 非常災害対策

(7) 災害情報の伝達及び収集体制について

- A 災対法第 2 条第 6 号に基づく指定地方公共機関の指定を受けるとともに都道府県又は市町村の災害対策本部からの情報伝達を確立すること
- B 災対法第 5 7 条に基づく放送の円滑な実施を図るため、都道府県知事又は

市町村長との間に協定を締結すること

- (イ) 非常災害時における放送の実施体制について
 - A 正確かつ迅速な放送の実施を図るために、責任体制、連絡体制、動員体制、放送実施体制等に関する災害対策要綱（災対法に基づく防災業務計画又は地域防災計画）を作成すること
 - B 災害情報に関しては、防災関係機関との協議の上、災害の種類、規模に応じた各種の原稿、テロップ等を予め作成し、速報体制を確立すること
- (ウ) 非常災害時における放送施設の確保について
 - A 放送用建築物（演奏所、送信所及び受信所等）及び放送用中継回線の地震、火災、風水害への対策について万全を期すこと
 - B 予備送信機（又は代替送信機）、予備送信空中線、予備電源及び予備中継回線の設置の促進を図ること
 - C 施設の配置箇所又は保管場所は、日常的な使用形態に対応するだけでなく、非常災害時の通信確保に迅速、適切に対応できるよう整えること
- (エ) 非常災害対策の訓練等について
 - A 訓練は実際に現用の設備に障害を生じた場合も想定した訓練に努めること
 - B 非常災害用設備は、定期的な点検を図り、正常に作動することを確認しておくとともに、関係者に対し、その取扱方法について十分習熟させておくこと